

平成29年度
福島町議会定例会
3月会議議案
(追加)

福島町

議案第 75 号

福島町国民健康保険診療所設置条例の制定について

福島町国民健康保険診療所設置条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 9 日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険診療所設置条例

(設置)

第 1 条 国民健康保険の被保険者及びその他の者の診療並びに地域住民の健康保持に必要な医療等を提供するため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条第 1 項の規定により、福島町国民健康保険診療所(以下「診療所」という。)を設置する。

(名称及び設置場所)

第 2 条 前条の名称及び設置場所は次のとおりとする。

名称：福島町国民健康保険診療所

位置：福島町字福島 139 番地 1

(職員)

第 3 条 診療所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務長
- (3) 事務員
- (4) 看護師及び准看護師
- (5) その他必要な職員

(任務)

第 4 条 診療所は、次に掲げる事項を達成することを任務とする。

- (1) 国民健康保険、その他の社会保険の主旨に基づき、診療業務を円滑に実施すること。
- (2) 本町における保健施設の中核として公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。

(診療)

第5条 診療所の診療科目は内科、消化器科、及び小児科とし、前条の任務達成のため次の各号による診療を行う。

- (1) 健康診断及び健康相談
- (2) 療養の指導及び相談
- (3) 診察
- (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (5) 処置、手術、その他の治療

(使用料及び手数料)

第6条 前条の診療を受けた者のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)及びその他の保険法令(次項に規定する補償保険法を除く。以下「保険法令」という。)の適用を受ける者の使用料(一部負担金を含む。)は、保険法令に基づき厚生労働大臣が定める基準に基づき規則で定めるもの(以下「厚生労働省基準」という。)により算定した額とする。

2 前条の診療を受けた者のうち労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律191号)、地方公務員災害補償法(昭和42年法律121号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受ける者の使用料(一部負担金を含む。)は、1点の単価を労働者災害補償保険法の規定による療養の給付に要する診療費算定基準による単価として厚生労働省基準により算定した額とする。

3 前条の診療を受けた者のうち前2項に規定する以外の者の使用料(一部負担金を含む。)は、厚生労働省基準により算定した額とする。

4 前項の算定方法により難しいものの使用料及び手数料の額は、別表のとおりとする。

5 前各項の算定方法にかかわらず、必要があるときは町長が別に定める。

(徴収方法)

第7条 使用料及び手数料はその都度徴収する。ただし次の各号に掲げる場合は後納とする。

- (1) 診療が終了しなければ算定困難なもの
- (2) 健康保険法、その他の法令の規定により給付又は負担される額によるもの
- (3) 前2号のほか町長が特に必要と認めるもの

(減免)

第8条 町長は、使用料及び手数料納付義務者が天災その他の特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の減額又は免除することができる。

(診療日及び診療時間)

第9条 診療日及び診療時間は、町長が別に定める。

(弁償)

第10条 町長は、患者、その付添人又は来訪者が診療所の設備その他の物件を破損したときは、これを弁償させなければならない。ただし、特別の事情がある場合には弁償の義務を免除し又は弁償の額を減額することができる。

(組織)

第11条 診療所の組織及び事務分掌については、町長が別に定める。

(委託)

第12条 町長は、第4条の任務を効果的に達成するため必要があると認めるときは、診療所の管理を委託することができる。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 文書手数料

項目	金額(円)	摘要
1 証明書料	1,080円	各種証明書
2 診断書料	甲 5,400円	生命保険等請求診断書、死体検案書等の内特に複雑な診断書、その他複雑な診断書
	乙 2,160円	死亡診断書、健康診断書、死体検案書、その他簡単な診断書

2 診断料

項目	金額(円)	摘要
1 健康診断料	実費	
2 死体検案料	甲 複雑なもの1体につき 5,400円	応検を伴う場合にあっては、左記の額に往診料に相当する額を加算した額
	乙 簡単なもの1体につき 2,700円	

備考

1 証明書又は診断書を同時に2通以上発行するときは、2通目以降の証明書又は診断書1通につき、別表の文書手数料の額の100分の50に相当する額とする。

議案第76号

福島町職員定数条例の一部改正について

福島町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町職員定数条例の一部を改正する条例

福島町職員定数条例(平成6年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 69 人 (2) (略) (3) 教育委員会の部局の職員 13 人 (4)～(7) (略) (8) 計 87 人	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 75 人 (2) (略) (3) 教育委員会の部局の職員 12 人 (4)～(7) (略) (8) 計 92 人

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 77 号

福島町国民健康保険条例の一部改正について

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 9 日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険条例(昭和 35 年福島町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 5 章 保健事業 第 9 条 (略) (1) ~ (3) (略) <u>(4)</u> その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業	第 5 章 保健事業 (保健事業) 第 9 条 (略) (1) ~ (3) (略) (4) 診療所の設置 <u>(5)</u> その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第78号

福島町特別会計条例の一部改正について

福島町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町特別会計条例の一部を改正する条例

福島町特別会計条例(昭和39年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 (略) (1)～(4) (略)	(設置) 第1条 (略) (1)～(4) (略) <u>(5)福島町国民健康保険診療所特別 会計 町立診療所事業</u>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第79号

平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

平成30年度福島町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 診療事業収入		10
	1 診療収入	10
2 繰入金		9,200
	1 一般会計繰入金	9,200
3 町債		82,800
	1 町債	82,800
歳入合計		92,010

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		3,500
	1 総務管理費	3,500
2 診療事業費		88,200
	1 診療費	88,200
3 諸支出金		10
	1 償還金及び還付加算金	10
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		92,010

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
町立診療所施設改修等事業債	千円 82,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	82,800			

議案第80号

平成29年度福島町一般会計補正予算（第11号）

平成29年度福島町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,149,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春